

第 6 1 号議案

ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立文化施設条例（令和 2 年ふじみ野市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表を次のように改める。

1 東文化施設ホール等

施設名		時間		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
		円	円	円	円		
ホール	平日	6,750	9,000	11,250	25,650		
	日曜日、土曜日及び休日	8,400	11,250	14,050	32,000		
楽屋 1		450	600	750	1,700		
楽屋 2		450	600	750	1,700		
マルチスペース (ホールの利用がない場合に限る。)		700	950	1,200	2,700		

別表第 2 の 2 の表ダンススタジオの項から音楽スタジオ B の項までを次のように改める。

スタジオ A (音楽・ダンス)	300	300	300	300	300	300
スタジオ B (音楽)	200	200	200	200	200	200
スタジオ C (ダンス・音楽)	400	400	400	400	400	400

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 東文化施設ホール等の利用の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立文化施設の東文化施設ホールを建て替えることに伴い、条文を整備するため、ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。